

■落倉区の規則

落倉区の区長（NPO 法人落倉バックカントリーフィールド（落倉おやじテレマーカーズ））の高橋様）から落倉区規則等の書類を受領しました。当会は 1985 年から落倉区の構成員となり区費を年間 18000 円（月額 1500 円）納入しています。落倉区運営準則の第 2 条の「別荘等」に該当する基準によるものです。

落倉区運営準則（令和元年改訂版）

（班の構成）

第一条 規約第三条第二項の班は、おおむね 15 戸を基準とし、地域の事情を考慮して構成する。

（区費及び共有財産分担金等）

第二条 (1) 規約第四条第三項の区費の額は次のとおりとする。

* 区民	一戸当たり月額	2,000 円	年 3,000 円（作業負担金）
* 事業所、寮	一戸当たり月額	2,500 円	
* 別荘等	一戸当たり月額	1,500 円	
* 協力金	一戸当たり月額	1,000 円	

(3) 区費は原則的に 6 ヶ月分を、4 月と 10 月に金融機関より自動引き落としによるものとする。

(4) 新たに区民となった場合の区費はその月から、また区民の資格を失うに至った場合の区費は、その月までの分を納入するものとする。

(5) 区民全員参加の作業における手当は 地区作業 2,000 円×3 回（4 月清掃・7 月草刈り 11 月自然園草刈り）・みちくさ作業 1,000 円とする。（総額 7000 円が払い戻される）

(6) 31 年度より入区費は、廃止して入区費を納入された方には区を転出する際に返金する。 ※但し、地区規約に違反した場合は減免される事も有る。

追加事項（定義・権利と義務）

* 区民：総会への出席と発言権を有する。

区事業への参加・協力・集積所の利用と回覧。

区役員（婦人部役員を含め）の選任・担当（75 歳以上は免除）

* 事業所・寮：総会への出席と発言権を有する

区事業への参加・協力・集積所の利用と回覧。

* 別荘等：年間 100 日以下の滞在で他地域を主として生活する方。

集積所の利用可。総会にはオブザーバーとして参加できる。

* 協力金：借家にて 2 年未満または、一時的に居住する方。

集積所の利用はできません。

（注）別荘と協力金の方は、回覧物の配布に関しては希望者に配布する。（班長に依頼）

地区防災・安全管理に努め地区作業に協力頂ける方積極的に参加してください。

（手当はありません）

区の懇親会・子ども会・婦人部・敬老会等の区の事業に関しては参加できない事とする。